プロバイダ責任制限法の運用

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信事業部消費者行政第二課平成30年8月10日

プロバイダ責任制限法

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号))

背景

インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、プロバイダ等は、以下のように**権利を侵害されたとする者又は発信者から法的責任を問われるおそれ**がある。

① 他人の権利を侵害する情報を放置

- → 権利を侵害されたとする者から損害賠償請求を受ける可能性
- ② 実際は権利を侵害していない情報を削除
- → 発信者から損害賠償請求を受ける可能性
- プロバイダ等において「**被害者救済」**と発信者の「**表現の自由」とい**う重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、削除等が行えるようにするための法制度を整備するもの。

プロバイダ責任制限法

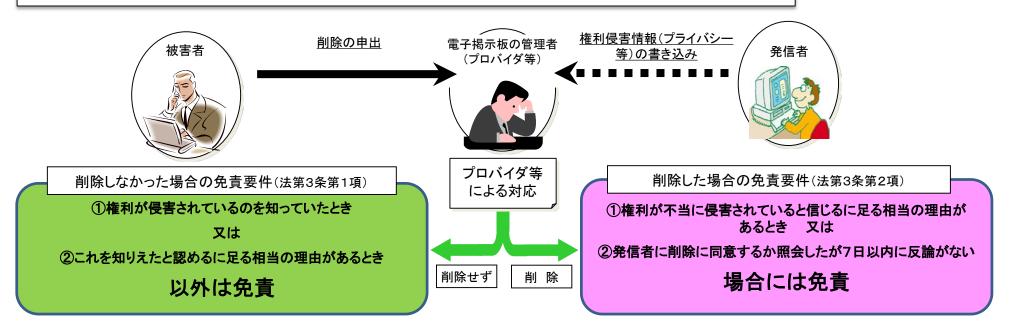


プロバイダ責任制限法の概要~プロバイダ等の免責要件の明確化(第3条)~ 2

第3条の規定の趣旨

- 電子掲示板の管理者等に対して削除義務を定めたものではなく、情報を削除できる地位にいて 損害賠償責任を負いうる者の免責要件を明確化するもの
- 被害者における権利侵害情報に対する削除請求権を規定するものではない
- ・また、プロバイダ等における常時監視義務を規定するものでもない

プロバイダ責任制限法 第3条(削除等に関するプロバイダ等の免責要件の明確化)

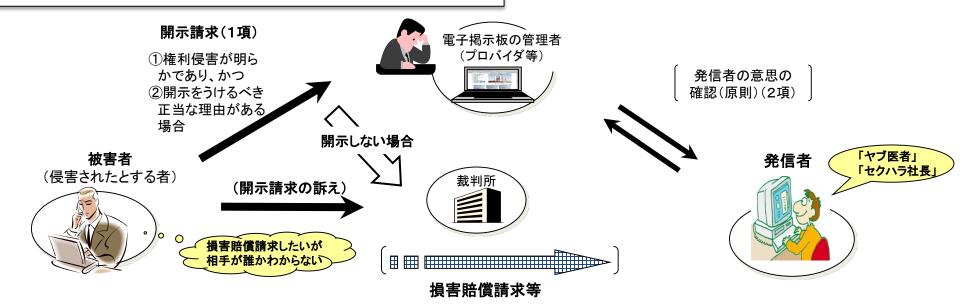


プロバイダ責任制限法の概要~発信者情報開示請求(第4条)~

第4条の規定の趣旨

- ・権利侵害情報の流通による被害回復の手段として、加害者を特定して損害賠償請求等を行うため、第三者であるプロバイダに対して発信者情報の開示を請求することを可能にするもの
- ・発信者情報は、発信者のプライバシー、匿名表現の自由及び通信の秘密として保護されるべき 情報であり、プロバイダ等は正当な理由なく開示することは許されない
- ・したがって、一定の厳格な要件が満たされる場合に限り、プロバイダ等が法令行為として発信 者情報を適法に開示できるようにするもの

プロバイダ責任制限法 第4条(発信者情報開示請求)



プロバイダ責任制限法が関係する部分(イメージ図)

